

様式1

福祉サービス第三者評価結果報告書  
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	東桃谷幼児の園		
運営法人名称	社会福祉法人 大阪福祉事業財団		
福祉サービスの種別	保育所		
代表者氏名	理事長 茨木 範宏 園長 島田 由加里		
定員（利用人数）	120 名（136名）		
事業所所在地	〒 544-0033 大阪市生野区勝山北3-4-33		
電話番号	06 - 6731 - 0209		
FAX番号	06 - 6731 - 0509		
ホームページアドレス	<a href="http://www.e-momodani.ed.jp">http://www.e-momodani.ed.jp</a>		
電子メールアドレス	<a href="mailto:youiinosono@e-momodani.ed.jp">youiinosono@e-momodani.ed.jp</a>		
事業開始年月日	昭和28年12月14日		
職員・従業員数※	正規	12 名	非正規 22 名
専門職員※	保育士（27）管理栄養士（1）栄養士（1）看護師（1）		
施設・設備の概要※	[居室]		
	[設備等] 事務室、保育室、トイレ、給食室、調乳室、ホール、子育て支援棟		

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	1 回
前回の受審時期	平成22 年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

## 【理念・基本方針】

理 念：子ども達が「いきいき・のびのび・ぴちぴち」育つことが私たちの願いです。  
いきいき＝何事にも好奇心いっぱい試し、考える子  
のびのび＝ここに安心感をもち、素直に感情を表す子  
ぴちぴち＝よくたべ、よくねむり、友だちと元気いっぱい遊ぶ子  
保育目標：＊よく遊び、よく食べ、よく眠るリズムのとれた生活の中で、意欲的に遊ぶ子どもを育てます。  
＊継続的な活動を通して基本的な身体能力を身につけます。  
＊仲間と共に夢中になれる体験を通して豊かな表現力や感性を育てます。  
＊生命（いのち）の大切さを知り、平和を愛する心を育てます。

## 【施設・事業所の特徴的な取組】

①法人の理念として、「すべての施設と事業は国民の人権と幸せを守るためにあります」と掲げています。福祉施設として、人権を尊重し主体的に生きるための援助ができるように努めています。  
②歴史のある施設として、地域との繋がりを大切にし、開かれた保育園を目指しています。  
③保護者とは保護者会への出席や行事の共催など、協力体制が構築されています。様々な場面で、保護者の出番を持つようにしています。

## 【評価機関情報】

第三者評価機関名	(一財)大阪保育運動センター
大阪府認証番号	270042
評価実施期間	令和元年7月25日～令和2年2月22日
評価決定年月日	令和2年2月22日
評価調査者(役割)	1201C020 (運営管理・専門職委員) 1701C002 (運営管理・専門職委員) 0801C024 (運営管理・専門職委員)

## 【総評】

### ◆評価機関総合コメント

判断基準(a,b,c)は必須基準・内容基準共に下記のように改訂されました。\*大阪府のホームページより

評価	改定前(判断基準)	改定後(判断基準)
「a」	・できている	・より良い福祉サービスの水準・状態 ・質の向上をめざす際に目安とする状態
「b」	・できているものの十分でない	・aに至らない状態 ・多くの施設・事業所の状態 ・「a」に向けた取り組みの余地がある状態
「c」	・できていない	・「b」以上の取り組みとなることを期待する状態

●今回の改正により、評価の基準が明確になり、従前に比べて、「b評価」の対象範囲が広がりました。そのため、例えば、改正前の受審施設・事業所の評価結果が「a評価」の場合、改正後の再受審において改正前と同様の「a評価」を得られなくなる可能性もあります。

東桃谷幼児の園は、2018年に創立70周年を迎えた社会福祉法人 大阪福祉事業財団が運営している保育園です。法人綱領にある「すべての施設と事業は、国民の人権と幸せを守るためにある」を保育理念や保育目標に反映させ、さらに～こんな保育園をめざします～として次のような5項目からなる「ももだに憲章」を作成しています。

- 1、心身ともに健やかな子どもをそだてます。
- 2、保護者と納得・共感し合える保育をめざします。
- 3、誇りをもって働き続けられる職場をめざします。
- 4、地域に根差し、開かれた保育園をつくります。
- 5、未来に希望が持てる平和な社会をめざします。

この憲章は、園の66年間もの歴史を特徴づけるものとなっています。それは、以下に示す3点にまとめることができます。まず第一は、地域に根差した子育て支援です。40年に近い歴史をもつ子育て支援は今日では3人の担当保育士を置き、2008年に完成した子育て支援専用スペース「もこちゃん」を拠点に様々な事業を展開しています。第二は、保育者集団の育成です。前回の第三者評価以降世代交代も視野に入れ主任を増やしたり、年代別会議や研修などを取組みながら職員集団を育む努力をしています。職員の個人ヒアリングでも複数の保育士の方から園の卒園児であったり、家族が園の関係者であったりと園との深い繋がりと共に就労への意欲を聞き取りました。第三は、保護者との連携の工夫です。二世帯にわたって通園している方々もおられ、運動会でも午後の親子競技は、保護者会主催で行っています。

### ◆特に評価の高い点

①開園60周年の節目にまとめた実践集『あおいそら』（2013年12月）の冒頭で社会情勢（子育て不安、児童虐待、自殺増加、貧困問題等）に目を向け「『人権が守られている保育』とはどんなものか、そもそも子どもの人権とは何をさすのかを掘り下げ、日々の保育を振り返り職員全体のものとしてできるように討論を重ねてきました。」と綴っています。さらにこれまでの園目標（4本柱）に「生命（いのち）の大切さを知り、平和を愛する心を育てます」を加え5本柱として運営しています。このように、常に子育て事情の変化を見つめ、現状を分析しながら地域の中の保育園として求められるもの、果たす役割を追及しながら運営していく姿勢を貫いています。

②子どもの思いを大切にしたい保育を職員一人ひとりが主体的に考え、集団で話し合いながら進めています。また保育実践展開の経過を詳しく記録し、次に繋がるように書類をま

とめています。

③子育て支援センター事業は毎日の開催であることから、子育て中の親子が気軽に園に訪れ安心できる場になっています。園独自の子育て支援くもこピヨは就学前の子どもたちに良い遊び文化を提供できるよう工夫した取組を継続的に行っています。こうした積み重ねから地域の中で機関連携を積極的に広げ信頼関係を深め、地域新聞を自治会の回覧版で回してもらうなどにもできるようになっています。生野・天王寺地域子育て支援くもこもこランドでは中心的な役割を担い様々な取組を行っています。

④食育の取組では調理担当者が中心となり、生活アンケートを実施しています。子どもの生活、家庭の状況を把握した上で家庭と一緒に考えていくことを大切に、年間計画を立てています。

#### ◆改善を求められる点

①中長期計画の中に園舎の建替えを掲げ、実現に向け計画的に努力しています。保育環境委員会で現状の改善点に対し、常に検討しより良い環境づくりに努力していますが、トイレの問題、蚊の対策、夏の日照り等、建替え実現までの間、保護者会の協力も得ながら更なる改善の工夫で快適な生活づくりを検討してください。

②保護者との連携では保護者が参加できる機会を多く持ち安心して園生活を送ることができるように努力しています。しかし保護者の中には園や子どもの様子が分かりにくい実態もあります。保護者の実情に合わせて伝わりやすい方法を検討してください。

#### ◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審させていただくことは今回で2回目になります。前回に評価していただいたことは継続すること、また改善を求められたことについては真摯に受け止めて実践を重ねることを心がけてきました。その時から園の職員体制も変わっており、66年の歴史がある保育園として伝統を継続すると共に、時代の変化や周りの状況に合わせて対応することも意識してきました。そして今回の受審では、全職員それぞれが自己評価チェックを行い、保育園や自分たちの保育、自分自身の利用者との関わりについて振り返りました。それぞれが改めて考えるよい機会となったように思います。

評価結果については、様々な資料、施設訪問での聞き取りや見学等、丁寧に細かく見てくださったことがコメント内容で伝わり感謝の気持ちです。自分達では気づけなかったことを知ることが出来たので、さっそく改善を進めたいと思います。また、古い建物なので建物の構造上改善が難しいことについては、数年後の建て替えの際に改善したいと思います。

保護者アンケートでも多数の方から肯定的な意見をいただけて、大変嬉しい気持ちです。また、改善内容についても具体的に記入してくださっているので改善することと、丁寧に説明を行うことを大事にしていきたいと思います。

これからも、今まで結び続けた地域や他機関とのつながりを大切に、保護者が安心して預けられ、子どもたちが健やかに成長し、地域に愛され求められる保育園を目指して、いただいた評価をもとに今後も頑張っていきたいと思います。

#### ◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

## 第三者評価結果

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	法人綱領に基づき保育理念、基本方針を明文化し、実務ハンドブック、ホームページ、園のしおり等に記載しています。職員間においても、定期的に法人綱領、保育理念、基本方針の学習に取り組み、その過程で、ももだに憲章（こんな保育園をめざします）を作成しています。さらに保育理念の内容を作詞した「園歌」を作り、運動会などで子どもたちが歌っている姿を観察しました。保護者には入園前見学会や懇談会でDVD視聴を通して理念・基本方針を丁寧に周知しています。当機関の保護者アンケート（回収率70%）においても100%の保護者が園から説明があったと答えています。	
		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	私立保育園連盟園長会、社会福祉施設経営者同友会、経営研究懇話会の研修、法人会議などに積極的に参加し事業経営をとりまく環境について把握・分析をしています。さらに生野区社会福祉施設連絡会、生野区子育て支援会議、生野区子どもの読書活動推進連絡会、生野区教育保育連絡会などにも主体的に参加し地域の状況、情報の把握を図り事業計画・活動に結びつけています。	
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	経営状況や改善すべき課題などは、職員参画の基に事業計画において明らかにし、取り組んでいます。毎年法人の内部評価を受け（法人監査委員による351項目のチェックリスト）改善点の確認と改善に努めています。	
		評価結果
Ⅰ-3 事業計画の策定		
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	法人の短中期事業計画を踏まえて、「保育制度」「制度変更に伴って」「園経営」「取組」「施設整備」「備品整備」「人材育成」「保育内容」「子育て支援」「地域福祉」の項目で中長期計画をたてています。中長期計画は園運営における具体的な（例えば建て替えに向けて）内容について数値目標などをあけて策定しています。あわせて積立金の目標も含めて中長期的な収支計画の策定を期待します。	

5	I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
	(コメント)	中・長期計画を踏まえて、「利用者支援」「保育者の質の向上」「保護者と共に」「地域福祉・福祉運動の拡充」「民主的管理運営」「人材確保・人材育成・研修」「財政基盤強化」「施設整備・事業拡大」などの項目において単年度の計画を策定しています。単年度計画においても収支計画の策定を期待します。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
	(コメント)	事業計画は職員参画の下、毎年定めた時期に業務分掌内容（保育部会、誕生会・お楽しみ会、子ども文庫、給食部会、地域福祉地域新聞、健康対策委員会、福祉のひろば、財務委員会など）ごとに総括をし計画をたて、今年度の重点課題も明示しています。職員一人ひとりの意見が反映できるようにアンケートや、グループワークなどの工夫もしています。	
7	I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
	(コメント)	クラス懇談会や保護者会などを通して周知に努めています。園だより、地域新聞「育ち合い」、各種委員会便りなどを通して文章化したものも配布しています。保育環境の現状と建て替えについては、周知にとどまらず理解を得るような工夫を期待します。	

			評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
	(コメント)	法人として「利用者さんの尊厳を守り大切にす支援と施設における人権侵害事例の克服のために」全職員を対象に毎年人権擁護セルフチェックを行うと共に自己評価を実施し、結果の分析を施設として組織的に行っていきます。行事後には保護者アンケート、満足度調査を実施しています。2019年度には2回目の第三者評価を受審し、保育の質の向上に向けて組織的に取り組んでいます。	
9	I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
	(コメント)	行事後アンケートに対しては、集約と記述に対しての返答を文章で返していません。当評価機関の保護者アンケートには、前回の第三者評価受審後「クレーム対応などでクラスだよりに改善点などが載るようになった。わかりやすくて良かった」との記述もあります。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	園長は実務ハンドブックにおいて職務分掌を明示しています。自己評価を基に個人面談を行い、職員に対して感謝の気持ちを表現する努力をしています。就任後3年目の園長は、職員からの信頼度も高く、自らの生活（子育て現役世代）を活かして働きやすい職場づくりに努めています。	
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	関連する法令を掲載した法人ハンドブックを全職員に配布、周知し、法令遵守に努めています。園長は関連の研修に積極的に参加し、職員に対しその都度報告をしています。例えば、受動禁煙の話、自身を守るためのドライブレコーダー設置、自転車使用時の合羽着用など具体的な指導も行っています。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	職員の個人研修計画や面談を活用して、職員各人の達成感が持てるような働きかけをし保育の質の向上に努めています。日常の保育については副園長、主任と連携を取りながらクラスリーダーも交えて討議し、保育に対する具体的なアドバイスを行っています。	
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	園長は法人の財務政策委員会に所属し、経営分析を行うと同時に経営改善や業務の実効性の向上に努めています。フリーの職員を増やし、職員の持ち帰り仕事を減らしたり休みがとりやすいような工夫をしています。園長、副園長、主任の管理職で組織的に役割分担をした取組みをしています。	

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14	II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
	(コメント)	保育の質を確保するために必要な人材確保、定着、育成については、分析をした上で計画的に進めています。派遣会社に施設案内を送り、実習生には実習指導を丁寧に行いながら、採用試験への参加を促すなど人材確保のための努力をしています。また、地域のイベントへの参加や就職フェアの出店なども積極的に行い人材確保につなげています。看護師の常勤化など専門職の配置については、職員とも相談しながら今後も検討してください。	
15	II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b
	(コメント)	人事管理については法人のキャリアパスで明確にし、職種や経験年数に合わせた研修を計画しています。研修前の事前レポートや報告書の提出を求めて、個人ファイルに整理しています。管理者は法人本部との、職員は管理職との面談があり、総合的な人事管理となるように組織化しています。法人内他施設への異動を含む人事基準が明確になっていない点を個人ヒアリングで確認しました。法人本部に2019年度人事部を組織化したので人事基準を含む今後の総合的な人事管理の周知を期待します。	

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16	II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
	(コメント)	職員の就業状況や意向の把握を基に、園長が年1回職員の個人面談を行っています。職員に対して、雇用形態変更や家庭での介護、育児、職員自身の健康などの理由での長期休暇も視野に入れた具体的な提案をしています。働きやすい職場づくりを目指して、健康対策委員会での健康状態アンケートや労働組合との定期的な話し合いなどを基に業務改善を行っています。有給休暇取得状況や超過勤務時間なども把握し、有給休暇のとりやすい方法や持ち帰り仕事を減らす工夫、休憩時間の保障など働きやすい職場となるよう努力をしています。	

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17	II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
	(コメント)	法人綱領、保育理念、ももだに憲章、法人キャリアパスで「期待する職員像」を明示しています。職員育成制度を活用し、職員が主体的に目標や課題を達成できるように個人研修計画提出後に管理職との面談をしています。振り返りシートの記載や各種委員会への参加などを通して、日常的に一人ひとりが主体的に考え、振り返る機会となるようにしています。	
18	II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
	(コメント)	園として「①心身ともに健やかな子どもの成長・発達を願い、専門的な知識やスキルを身に付けます。②子どもの人権を守り、一人ひとりに沿った保育の質の向上を目指します。③組織の中で法人業務・職務を自覚し個々の力量を高めます。④地域社会のニーズを認識し、子育て支援を通して社会貢献の力量を高めます。」と、研修理念を明確にしています。この理念に基づいて職員一人ひとりが、課題を明記した個人研修計画を作成しています。園としてどんな研修を実施するか、行ったかを年間研修計画及び研修実施報告にまとめ一覧表にするなどして積み重ねていくことを期待します。	



19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	個人研修計画で確認した内容に即した研修を選択し、参加できるようにシフトを組んで研修の保障をしています。新任職員研修計画チェック表を使用して、新任職員本人の自己評価を基に指導・援助担当者（OJTシステム）との面談で習熟度の確認もしています。法人研修、外部研修などに参加しています。	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
(コメント)	保育にかかわる専門職・育成に関する基本姿勢は、実習生受け入れ要綱とオリエンテーション資料に明記しています。受け入れをする前に職員会議で園長が具体的な説明をして、職員に周知をしています。実習生には一人ひとりの希望を聞き、個々の要望を十分に加味しながら受け入れをしています。実習生が将来の人材確保につながるよう丁寧な対応を心掛けています。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
(コメント)	法人要綱、法人理念、ももだに憲章、事業計画、事業報告、財務諸表、第三者評価、苦情相談などを法人とリンクしたホームページで公表をしています。地域新聞「そだちあい」を年4回発行し、保育園掲示板に貼ると同時に、自治会の回覧板で回覧しています。	
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	全職員に法人全施設の経営・運営状況を記載した「法人ハンドブック」を毎年配布、周知しています。職務分掌は実務ハンドブックに明示しています。年に1回外部監査、法人としての内部監査があり、指摘事項については改善を図っています。	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	園としての長い歴史を通して地域とのつながりは深く、地域子育て支援事業「もこもこランド」では、外部から講師を招いての「もこもこ講座」や支援担当者を対象にした「もこもこ研修」などを取組んでいます。生野子育て支援会議では地域の子育て関連情報の提供として「いくのっこだより」を作成しています。そして生野区の乳幼児健診の際に子育て支援の情報提供を行っています。また、「生野区子育て支援会議」「生野区子どもの読書活動推進連絡会」「東桃谷フェスティバル」など地域の様々な取り組みにも積極的に参加しています。近隣の小学校、中学校、特別支援学校などと交流もしています。	
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
(コメント)	「ボランティア受け入れ規定」があり、第5条で活動の注意事項を挙げ、12条ではボランティアコーディネーターを設置するとし、副園長を指名しています。ボランティア受け入れの前にはオリエンテーションを行い、同時に職員に周知しています。中学生の職場体験や、授業協力など学校教育への協力も積極的にを行っています。	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	3ヶ月に1回開かれている生野区子育て支援会議（生野子育て支援室、生野社会福祉協議会、生野図書館、生野区地域福祉担当、生野子ども子育てプラザ、天王寺地域子育て支援センター、もこもこ連携保育園、生野区内幼稚園などで組織）に参加・活動しています。その場合は、タイムリーな情報交換と生野区内の育児支援が横断的にできるようになっています。利用者の状況や地域の様子を共有し、要保護児童についても連携する機会となっています。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a
(コメント)	敷地内の独立した施設で、子育て支援拠点事業を行っています。毎日実施している園庭開放も含み、利用する保護者の要望に合わせた様々な取り組みを計画しています。いつでも参加できる「もこピヨ」は、昼食づくり（クッキング）なども計画して、親同士、子ども同士の出会いの場となり楽しく子育てができるように支援をしています。また、東桃谷まちづくり協議会で防災計画をつくり、災害時の園の役割を確認し、一緒に避難訓練をしています。	
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
(コメント)	生野・天王寺地域子育て支援センター「もこもこ」は生野区、天王寺区内の私立保育園で構成しています。主任は「もこもこ」としての子育て支援活動でリーダーシップをとり、「一人で悩む保護者をつくらない」取組みをしています。地域の企業も参加してもらい、母子手帳をもらったばかりの人から生後6ヶ月までの母親を対象に今年度から母親のニーズを取り入れ「いくのっこぶくろ」として、子育て関連グッズのプレゼントをしています。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
	(コメント) 保育理念や保育基本方針など実務ハンドブックに記載し、新年度や事業計画策定時に確認をしています。毎月、虐待防止委員会で子どもの尊重や子どもの人権を守る取り組みをしています。また、人権擁護セルフチェックで、職員の自己評価も行っています。	
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b
	(コメント) 子どものプライバシーや虐待防止に関しては実務ハンドブックに記載しています。幼児のトイレは、プライバシーの観点からも改善・検討を期待します。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
	(コメント) 保育園のパンフレットや子育て支援事業の予定表など保育園の情報を、区役所や生野子ども子育てプラザに置いています。ホームページは定期的に更新し、施設見学会の案内をしています。入園希望者には、保育園紹介用のDVDの視聴をしています。	
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
	(コメント) 「園のしおり」「重要事項説明書」に明記し、入園説明会で具体的な説明をしています。園行事の変更などは毎年1月頃に保護者三役会議で提案をし、意見を聞いて進めています。また、前年度の3月に開催しているクラス懇談会で伝え、新年度の保護者会総会で理由の説明をし、周知に努めています。	
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
	(コメント) 卒園後小学5年生になった時に同窓会を行っています。卒園・転園した後も園に立ち寄ってほしいと口頭で伝えていますが、卒園・退園後の相談窓口などを明記した文書を作成し配布することを期待します。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
	(コメント) 2018年度、法人で利用者満足度調査を実施しています。その際の内容については、改善点を含み職員で共有し、改善の努力をしています。保護者会には園長、副園長が毎回出席して保護者の声を聞く機会にしています。内容については職員に報告し周知しています。	
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
	(コメント) 苦情・相談窓口の設置については、園のしおりで保護者に知らせ、玄関にも掲示しています。苦情内容や解決結果などについては、お便りで保護者にらせています。また、苦情内容やそれに対する対応などは法人で集約し、法人内施設職員で共有し、法人とリンクしたホームページに開示しています。	

35	Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
	(コメント)	要望や苦情窓口については「園のしおり」を使って周知しています。事務所で の相談の対応は、事務所のロールスクリーンを使用して、保護者が外部から見え ないようにし安心して相談できるように工夫をしています。施設建て替えの際は 相談しやすいスペースの確保を期待します。	
36	Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応してい る。	b
	(コメント)	意見箱の設置やアンケートの実施など保護者の意見を把握する取組みを行って います。保護者の相談内容には、迅速にマニュアルに沿った対応をしています。 職員一人ひとりが日常的に保護者とのコミュニケーションをとるようにしていま す。今後、継続した相談内容などを迅速に解決するためにも、記録様式を明確に し整備することを期待します。	
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメン ト体制が構築されている。	a
	(コメント)	実務ハンドブックに危機管理マニュアル（衛生管理・健康管理・感染症・食中 毒・安全対策・SIDS・保育環境・防災対策事故対応）を文章化しています。園 長、副園長、主任はリスクマネジメント研修を受けています。健康対策委員会 の担当が中心となり定期的（毎月）にチェックシートに沿って安全チェックを行 い、保育と防災の両面から点検しています。ヒヤリハット報告書、事故報告書の 内容は職員で共有し重要事項は職員会議で報告、論議しています。	
38	Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を 整備し、取組を行っている。	b
	(コメント)	実務ハンドブックに感染症マニュアルを明記し、乳児会議・幼児会議において 対応確認と見直しをしています。当機関の保護者アンケートに「感染症発生の際 状況連絡が分りにくい」との複数の意見があることから看護師とも連携しマニ ュアルの見直しと周知を期待します。	
39	Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行って いる。	a
	(コメント)	防災マニュアルは、組織、対応、備蓄など詳細に文章化・図式化しています。 その中には、発生後の対応として地域住民の受け入れも視野に明記しています。 避難訓練は指導計画に位置づけ毎月、火災・地震・台風、水害・不審者のいづれ かを想定して行い、そのうち年2回は管理者不在を想定したものとなっていま す。また、第2避難先である小学校への避難訓練も実施しています。地域との防 災計画も策定し連携とっています。	

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。 a
	(コメント)	実務ハンドブックの中で保育内容を「保育の視点」「乳児保育・基本的生活習慣」「健康」「食育」「運動・表現」の項目において文書化しています。保育の視点の最初に子どもの人権について詳述し子どもの尊重を園の生活の基本に据えています。保育部会会議を通して実施の確認をしています。
41	Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 a
	(コメント)	保育部会会議（年間カリキュラム検討会議・保育総括会議・園内研修・乳児、幼児会議・保育環境委員会・給食委員会等）を通して組織的に標準的な実施方法の論議、見直しをしています。2019年度の事業計画においても保育部会の項目の中で「何故この方法をとるのか、子どもたちにとって何故良いのかということ、確認し、今までがそうだったからではなく」との見直しの視点を記述しています。
Ⅲ-2-(2) 子どもの状況を把握し、適切な指導計画を策定している。		
42	Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。 b
	(コメント)	健康診断、入所面接アンケート、家庭訪問などで子どもの状況を複数で把握し、保育課程に基づき指導計画を策定しています。障がい児などの個別計画に対しては保護者への周知、確認を取って進めています。
43	Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。 a
	(コメント)	年間カリキュラム検討会議、運動会内容・種目検討会議、園内研修、描画展内容検討会議、前期保育総括会議、後期カリキュラム検討会議、発表会題材・内容検討会議、絵本分析会議、後期保育総括会議を通して指導計画の振り返り・見直しをしています。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。 a
	(コメント)	児童票、健康カルテに子ども一人ひとりの発達、生活状況を記録しています。指導計画や日誌などの記録方法が職員によって大きく差異が生じないように記入の視点や記入方法について書式化し実務ハンドブックに挿入しています。
45	Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。 b
	(コメント)	法人の「個人情報保護規定」に基づき施設として園長を責任者に管理規定を定めています。文書などはその種類ごとに保管場所、保管期間、廃棄方法を明示しています。健康カルテ、保育日誌、緊急連絡簿は職員室での施錠管理。児童原簿、児童票、保育料関係綴、アレルギー意見書は事務所での施錠管理としています。園運営規定上に「記録の整備」項目を設けています。保護者には個人情報の取り扱いに関し説明と同意書を得ています。パソコンによる記録管理も増えているので個人情報保護強化のためにも改めて管理規定の見直しと周知を期待します。

# 児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a
	(コメント) 保育課程は、児童憲章、子どもの権利条約、法人の綱領、保育理念、ももだに憲章に基づき編成しています。子どもたちが「いきいき、のびのび、びちびち 育つことが私たちの願いです」と保育理念を明文化しています。2018年の保育所保育指針改定時にその内容を把握・学習し、園の保育実践との関係で見直しもしています。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
	(コメント) 生活や遊びの中で保育環境に関して園全体で心地よい環境づくりに努力しています。各クラスで工夫している様子が総括会議資料からも伺えます。築40年を経て建物の老朽化も進み、また構造上、より良い環境づくりが難しい現状がある中、保育環境委員会を立ち上げ、問題が少しでも解消できるように定期的に話し合い、課題を職員間で共有し快適な環境づくりに取り組んでいます。単年度毎に修繕・改善計画を策定し、より良い環境の整備に努めてください。また中長期計画の中で建て替え計画(2022年予定)に反映できることを期待します。	
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
	(コメント) 実務ハンドブックや入園のしおりに「私たち職員が大切にしていきたいこと」を文章化しています。何よりも子どもの人権を尊重し、子どもを肯定的に捉え一人ひとりの思いに寄り添い、丁寧な言葉かけで子どもたちが見通しをもって活動できることを大切にしています。日々の打ち合わせ、経験年数で編成されたキャリア会議、乳幼児会議等と様々に話し合う機会を組織化しています。職員ヒアリングからも”職員同士保育の話ができ、職場が楽しい”と聞きとりました。また法人の人権擁護セルフチェックは(年1回)各自がすることで自身の振り返りになっています。	
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
	(コメント) 保育計画を基に基本的な生活習慣を身につけることができるよう、それぞれの年齢における生活面でのねらいや発達に合わせた援助のあり方等を話し合い、保育を行っています。子ども自身が主体的に過ごすことができるように日々の積み重ねを大切に、動線を考えた環境整備をしています。特に低年齢児クラスでは少人数でのグループ保育を取り入れることで丁寧な援助に繋がっています。一日の生活づくりでは静と動、室内と戸外を意識した活動を組み立てています。訪問調査時においても、職員間、クラス間の連携で施設全体を有効的に使用する姿を観察しました。	
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
	(コメント) やってみようと思える遊びや友だちと一緒にいることが楽しいと感じられるよう、環境を工夫しています。「子どもが自らやりたくなるような保育のあり方」や「子どもが主体的に生活するとはどういうことか」と課題意識を持つこと、ビデオ研修やエピソード実践などで具体的に学ぶことを積み重ねています。探索散歩、遠距離散歩など、自然の中で思い切り遊んだり、地域のイベントに積極的に参加し地域の中での様々な出会いを大切にしています。夕方の園庭では保育士や友だちと、砂遊びで、ボールで、おにごっこで、鉄棒で、かけっこでと楽しそうに遊び活気に満ちた姿から日頃からの積み重ねを伺うことができました。園庭の砂場に関しては自由遊びの際、見守りにくい位置にあることから(使い方、あそび、おもちゃ等)見直しと改善を期待します。	

A⑥	A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
	(コメント)	集団の中で安心して生活できるように、ゆるやかな担当制で保育を行っています。保育室は可動式ロッカーで仕切り、生活の空間（おむつ交換、着脱、食事等）とあそびの空間に分けるなど発達過程に応じた保育の工夫をしています。またテラスでは身体を動かして楽しいと感じられるように大型遊具を組み立てた遊びも日常的に実践しています。個別の指導計画を作成しています。子どもの姿を捉え保育をふり振り返り立案するといった過程の丁寧さを記録から伺うことができました。おむつ交換から汚れ物の片付け、手洗いについて、一連の動きを検討し適切な環境づくりを期待します。	
A⑦	A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	(コメント)	生活の流れが子どもに分かりやすい環境になるように配慮しています。それぞれの自我の育ちを受け止め「ジブンデ」と自己主張がしっかりできるように大人との関係を深めています。一人ひとりの姿から「見守る」「援助する」を見極め「やったー！」の自信に繋げるようにしています。小学校への散歩や戸外あそびで発見・感動・共感を大切にしています。追いかけてこやかくれんぼ等、保育士と友だちと楽しみ「おもしろかった！またしょうね！」を大事にしています。室内では壁掛けや手づくりの人形や牛乳パックで制作したおもちゃをたくさん揃え、物に関わってじっくりあそべる環境整備に努めています。おもちゃの取り合い等のトラブル時にはそれぞれの子どもの気持ちを大人が言葉にすることにより相手の気持ちにも気付くように進めています。園に遊びに来ている地域の親子と一緒に遊ぶ機会があります。	
A⑧	A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	(コメント)	友だちと一緒にいること、遊ぶことが楽しいと感じられるように保育内容を工夫しています。体育あそび、リズム、散歩、うた、描画、造形や集団あそび、伝承あそびなど各年齢に応じて活動しています。3歳児では友だちと一緒に楽しいを感じ、4歳児ではイメージを共有し役割を分担したごっこあそびを楽しんだり、5歳児では自分達でよりおもしろいルールに変えて鬼ごっこを楽しんでいる姿を観察することができました。3歳児はお手伝いで自信の積み重ね、4歳児は5～6人のグループの中で自分の力を発揮できる場をつくっています。5歳児は一人ひとりがクラスの一員であるという意識が持てる取組を行っています。お互いの意見を出し合いながら協力して一つの事に向かっていけるよう活動を考えて工夫しています。	
A⑨	A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
	(コメント)	個別に年間計画、月案を作成しています。障がいのある子どもの状況に配慮し、クラスの活動との関連で援助の方法を考えながら計画を作成しています。子どもにとってより良い生活、成長発達に繋がるように日頃から保護者に園の様子を伝えたり保護者から療育の内容を聞き、連携を密にしています。指導計画は保護者に説明し確認し合いながら子どもの姿を共有して保育を進めています。	
A⑩	A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	(コメント)	長時間保育利用の子どもたちが安心して過ごすことができるように毎日同じ職員を配置しています。その体制が子どもにとって安心した生活を支え、また担当職員が主体的に子どもと関わることで継続的な保育に繋がっています。それぞれの担任と連携をとり保護者に子どもの様子や連絡事項を伝えています。18時以降におやつを提供しています。0歳児の子どもの手洗いを年長児が世話をし、異年齢で一緒におやつを用意するなど落ち着いた雰囲気や、兄弟でゆったりとあそび、家庭的な雰囲気も大事にしています。おもちゃの種類、数も吟味し、興味ある遊びが自由にできるような環境整備に努めています。	
A⑪	A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
	(コメント)	年間指導計画の中で一年を5期に分けてどんな取組が良いかを考え保育を行っています。小学校生活に見通しが持て安心して就学が迎えられるよう日常的に小学校への散歩や校内見学、小学校との合同リズム交流、学童保育との交流などを行っています。生野教育連絡会（保幼小中・区長参加）を定期的に関催し、子どもの状況や地域の様子を共有しながら取組を進めています。クラス懇談会や個人懇談会を通して就学に向けて保護者の不安や悩みを受け止め共に考え、情報交換しながら見通しがもてるように連携しています。保育所保育要録を作成し、小学校へ送付しています。送付については入園のしおりに文書化し保護者への周知を図っています。	

A-1-(3) 健康管理

A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	保健計画を作成し、それに基づき健康管理に努めています。感染症、SIDS等項目毎に詳しいマニュアルを作成し実務ハンドブックに文章化しています。いつでも誰もがタイムリーに確認学習できるように全職員に配布し周知しています。保育士、栄養士、看護師と連携し「身体づくり」を園の大きな柱とし取り組んでいます。看護師（短時間勤務）を配置、視診しながら子ども一人ひとりの健康状態を把握し担任との連携で適切な対応をしています。	
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	全園児個人健康カルテがあり、入園時から発育・成長の記録として記しています。「健康のしろく」で毎月の身体測定や健診結果を保護者に報告しています。保健だよりを発行し、健康面で大切なことを伝えています。年間目標に「体のしくみを知り、健康な身体づくりを行う」と掲げ、健診結果を踏まえ担任と連携し保育に活かしています。	
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
(コメント)	新ガイドラインを基に対応しています。医師の意見書によりアレルギー除去やカロリー制限など対応しています。また毎年、年度初めには対応が必要な子どもの状況を一覧表にして実務ハンドブックに文章化しています。誰もがいつでも確認できる等、アレルギー疾患のある子ども把握の周知を徹底しています。誤食防止チェックの方法は実務ハンドブックに文章化しています。アレルギー除去食についてはトレイと食器の色を区別し、誤食防止に努めています。給食は、全体の献立表をアレルギー疾患のある子どもの保護者とチェック、確認した後に個別の献立表を作成し提供しています。看護師との連携を図りながら成長発達への援助を期待します。	

A-1-(4) 食事

A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	えんどうの皮むきやふきのすじとり、とうもろこしや玉ねぎの皮むきなどのお手伝い活動を取り入れたり、食材の展示やクッキングを通して食べ物を身近に感じられるような取組みをしています。楽しい給食の時間になるように、幼児クラスでは「きらきらレストラン」の取組みも行っています。レストランでは栄養士がシェフになり汁物2種類、ドレッシング2種類を用意し、子どもが自分で好きな方を選択できるようにしています。楽しみながら食事マナーが身につく取組み「がんばりカード」を保護者と連携して実践しています。離乳食は一人ひとりの月齢や発達に応じ、保育士と連携して進めています。環境委員会の中で子どもたちに適した食器やスプーンなど検討し順次改善を図っています。	
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント)	①食と健康②食と人間関係③食と文化④いのちの育ちを柱として行事食や季節で大事にする食事を考え年間指導計画を作成しています。給食委員会を毎月開催し子どもの姿、クラスの様子、給食反省会など話し合いながら進めています。国産の食材にこだわり和食を中心に食べやすさにも配慮した献立づくりを心がけています。献立はサイクルメニューにすることで、2回目は切り方、味付けなど改善した調理方法で「おいしい給食」を提供し子どもたちの身体と心の育ちに繋げています。	



		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
(コメント)	<p>ももだに憲章の大きな柱として「保護者と納得、共感し合える保育をめざします」と明記し、保護者と共に成長を喜び合える関係づくりに努めています。元気で丁寧な挨拶を心がけ、気持ちの良いコミュニケーションをとっています。運動会などの行事や保育参観、保育参加、試食会、親子遠足、クラス懇談会、個人懇談会など保護者が参加できる機会を多く取り入れています。日々の子どもの姿やクラスの様子の伝え方の工夫（連絡帳、壁新聞、クラスだより、写真など）をしていますが、3歳児以上の「今日の保育の様子」がホワイトボードの記入のみでは、記録に残すという点において工夫が必要です。当機関の保護者アンケートには3歳児から連絡帳がなくなり園の様子がわかりにくいとの声もあります。伝え方について一層の工夫、改善の検討を期待します。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
(コメント)	<p>気になる姿だけではなく日々の姿を伝え合い関係を築くよう努めています。保護者が安心して仕事のこと、子育てのこと、家族のこと等、担任に限らず相談できるよう、クラスを超えて声をかけるようにしています。相談内容によっては園長、副園長等管理職が事務所で対応したり、改めて時間をとり、ゆっくりと相談に応じられるようにしています。今後、相談内容を適正に記録することを期待します。</p>	
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	<p>虐待防止マニュアルは実務ハンドブックに文章化しています。児童虐待を早期に発見しやすい立場にあることを自覚し、園児の身体の異常や言動の異常、家庭内の状況の変化に敏感に気付くことができるよう、職員間の連携を大事にしています。虐待防止委員会（園長、副園長、主任で構成）を設置し、月1回の会議で意見交流し職員会議に反映しています。日頃から保護者とのコミュニケーションをとりながら、子育てが負担にならないよう保護者向けの学習会や懇談、親子参加の行事を取り組むなど予防に努めています。必要に応じて関係機関との連携も図っています。</p>	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
	(コメント)	法人の職員育成制度や人権擁護セルフチェックで振り返る機会があります。事業計画策定にあたり各自が振り返りシートを記入しグループワークで話し合いを行っています。保育会議で年2回実践の振り返りを行っています。保育会議は前半はエピソードをもとに意見交流し、後半は書面で話し合う方法で、誰も分かりやすく主体的に参加できるようにしています。個人ヒアリングの中で会議がたくさんあることや休憩室でも分け隔てなく話しができ、自分を語る場があり、楽しいとの声からも日常的に相談相手が身近にいることが保育実践の改善や学習意欲に繋がり、専門性の向上に結びついていることを理解しました。
		a

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A㉑	A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。
	(コメント)	法人ハンドブック就業規則に禁止事項として明記しています。また実務ハンドブックには虐待防止マニュアルを文章化し周知しています。関係機関との連携や法人の全職員を対象とした虐待に対する理解を深める為の研修を行なっています。
		a

## 利用者(子ども)への聞き取り等の結果

### 調査の概要

調査対象者	
調査対象者数	人
調査方法	

### 利用者への聞き取り等の結果（概要）

--

## 利用者(保護者)への聞き取り等の結果

### 調査の概要

調査対象者	東桃谷幼児の園保護者
調査対象者数	113世帯
調査方法	保育園から調査用紙を保護者に配布していただき、回答は、当評価機関に封書にて直接返送

### 利用者への聞き取り等の結果（概要）

113世帯対象の保護者アンケートでは、80世帯からの回答があり、70、8%の回収率でした。また、回答者の半数が通園年数が3年以上です。

18項目の設問中「入園の際保育の内容や方法への説明」「理念や方針の説明」「健康診断結果報告」「献立表やサンプル表示」「懇談会や保育参観」「保護者会」の6項目において100%の保護者が「ある」と回答しています。残り12項目も3項目が80%台で、9項目は90%台であり大半の保護者が園に対して肯定的な回答を寄せています。

47、5%の保護者が自由記述での回答を寄せていますが、その中でも多数の保護者が下記のような園に対しての肯定感を示しています。「とてもいい保育園で先生方も厳しくもあり優しく温かく子どもに接してください」「とてもおびおびと保育していただいていることに、日々感謝しています」「先生方皆さん親身になってくれ娘も楽しく通っています」「先生方の指導、サポート、見守りが素晴らしく安心して通園できます」「どの担任の先生もやさしく子どもを安心して預けることができます」「子どもはもちろん、保護者にも細かい気づかいがあり、保育士の皆さんは大変なご苦労だと思います。いつも大変感謝しています」

一方で、布おむつの使用、土曜保育への依頼方法、後援会活動、に対して複数の保護者が改善の思いを示しています。園として大事にしている点や思いを丁寧に伝えると同時に保護者会の協力も得ながら検討していくことを期待します。

食育に力を入れて実践を積み重ね日々努力をしています。保護者アンケートも92、5%の保護者がメニューの充実を肯定しています。しかし、自由記述の中では、給食に対しての要望も寄せられています。（品数が少ない、魚の献立が少ない、菓子パンのおやつはやめてほしい、盆休みの弁当日が長すぎるなど）菓子パンについては、これまでも検討を重ね回数を減らした経過も確認していますが、実情を保護者へ周知しながら再検討することを期待します。

## 福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

### ①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

### ②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

### ③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等